

岡山市電子町内会運営要綱

1 目的

この要綱は、インターネット等を活用して、地域からの情報発信や地域情報の共有化を通じてコミュニティの活性化を図る岡山市電子町内会の管理運営を目的として、必要な事項を定めるものです。

2 定義

この要綱において、用語の定義は次のとおりとします。

(1) 電子町内会

本要綱及び「岡山市電子町内会募集要領」に基づき電子町内会に参加している学区・地区連合町内会又は単位町内会。

(2) 電子町内会システム

岡山市が提供する、電子町内会のウェブサイトを格納するためのサーバスペース及びユーザIDとパスワードを付与された利用会員のみが利用可能なインターネット上で情報発信等ができるコミュニティ機能をいう。

電子町内会に参加する者は、「岡山市電子町内会システム利用規約」に従って、当システムを利用するものとします。

(3) 会長

電子町内会に参加する町内会等の代表者。

(4) ウェブサイト管理者

会長に選任された電子町内会システム及びウェブサイトの運営管理を行う者。

(5) 実務責任者

会長に選任された電子町内会の運営管理を行う者。

(6) 利用会員

電子町内会に参加している町内会の構成員等で、ユーザID及びパスワードの交付を受けている者。

3 管理運営体制

電子町内会を円滑に運営するため、電子町内会における役割をそれぞれ以下のとおり定めます。

(1) 会長

電子町内会を適正かつ組織的に運営するため、会長は以下の業務を行うこととします。

ア 電子町内会の運営における最終的な決定を行うこと。

イ 電子町内会の運営に必要なウェブサイト管理者及び実務責任者の選任並びに電子町内会ウェブサイト作成や運営を行う編集委員会等、運営組織を設立すること。

ウ 電子町内会の利用に関して会員から申請があった場合に、可否の決定を行うこと。

エ 会員から取得した個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、責任をもって管

理を行うこと。

(2) ウェブサイト管理者

電子町内会を安全かつ効率的に運用するため、町内会毎にウェブサイト管理者を1名置き、以下の業務を行うこととします。ウェブサイト管理者は会長が選任するものとします。お、会長が必要と認める場合には、単位町内会当たり2名以内、連合町内会では4名以内のウェブサイト副管理者を置いてウェブサイト管理者の業務を補佐させることができるものとします。

ア 利用会員の住所、氏名及びメールアドレス等の利用会員情報管理及び電子町内会システムへの利用会員情報登録を行うこと。

イ 利用会員が安心、快適に電子町内会システムを利用できるよう努めるとともに、公序良俗に反した内容を掲載しないように常に注意を払い、不適切な内容については削除等、必要な措置を行うこと。

ウ 町内会ウェブサイトの原本管理を行うとともに、町内会ウェブサイトの作成・更新を行うこと。

エ 町内会ウェブサイトの作成・更新に関しては、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行い、町内会の責任で町内会ウェブサイトの管理を行うこと。

オ 電子町内会システムを管理するために必要なユーザID・パスワード及びサーバへのアップロードに必要なFTP・CMSのユーザID・パスワードを厳重に管理し、漏洩あるいはそのおそれ等があるときは、速やかに市に連絡すること。

カ 会員から取得した個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、責任をもって管理を行うこと。

(3) 実務責任者

電子町内会を組織的かつ効率的に運用するため、町内会毎に実務責任者を1名置き、以下の業務を行うこととします。実務責任者は会長が選任するものとします。なお、会長が必要と認める場合には、町内会当たり2名以内の実務副責任者を置いて実務責任者の業務を補佐させができるものとします。

ア 電子町内会の運営に関して必要な連絡調整を行うこと。

イ 編集委員会を開催するなど電子町内会を組織的に運営すること。

ウ ウェブサイト管理者とともに、ウェブページを作成、更新するための情報収集をし、ウェブサイトの企画立案を行うこと。

エ 会員から取得した個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、責任をもって管理を行うこと。

4 システム管理者

(1) 電子町内会システムの適正かつ安全な運用及び総合調整を行うため、システム管理者を置きます。システム管理者は、岡山市市民協働局市民協働企画総務課長をもって充てます。

(2) システム管理者の役割は以下のとおりとします。

- ア 電子町内会システムの保守及び運用の管理に関すること。
- イ 電子町内会システムを管理するために必要なユーザ ID・パスワードの発行及び管理に関するここと。
- ウ サーバへのアップロードに必要なFTP・CMS のユーザ ID・パスワードの発行及び管理に関するここと。
- エ 「岡山市電子町内会システム利用規約」の「7 利用上の注意」に反するウェブサイトの内容や記事に関して、電子町内会に修正又は削除の指導を行うこと。また、緊急を要する場合等には、システム管理者自らが修正又は削除を行うこと。

5 市と電子町内会の役割

市と電子町内会の役割は以下のとおりとします。

(1) 市の役割

- ア ウェブサイトを公開するためのサーバスペースの提供。
- イ メール一斉配信機能を備えた電子町内会システムの提供。

(2) 電子町内会の役割

- ア ウェブサイトの作成・更新。
- イ メール一斉配信機能を備えた電子町内会システムの運用管理と活用。
- ウ 会員登録及び会員情報（メールアドレス、ユーザ ID、パスワード等）の管理。なお、個人情報は厳重に管理すること。
- エ 編集委員会の開催、会員拡大のためのPR活動等、電子町内会活性化のための自主的な取り組み。

6 電子町内会システムを利用できる町内会

電子町内会システムを利用できる町内会は、「岡山市電子町内会募集要領」の「2 応募要件」を全て満たす町内会とします。

7 申し込み方法等

(1) 電子町内会に参加を希望する町内会は、本要綱に同意のうえ「電子町内会参加申込書（様式1）」に必要事項を記入して市長に提出するものとします。詳細は「岡山市電子町内会募集要領」によるものとします。

(2) 申し込みのあった町内会が応募要件を満たしていることを確認できた場合には、市は町内会に電子町内会システムを提供するものとします。

8 電子町内会システムを利用できる者利用会員に限るものとします。

9 町内会の利用の中止

(1) 電子町内会に参加している町内会が電子町内会システムの利用を中止しようとする場合には、「電子町内会システム利用中止願い（様式2）」をあらかじめ市長に提出するものとし、やむを得ない事情によると市長が判断した場合には、利用を中止することができるものとします。

（2）市長は、電子町内会が本要綱及び「岡山市電子町内会システム利用規約」に反するなど電子町内会として不適格と判断した場合には、町内会に事前に通知した上で利用を中止させができるものとします。

1 0 ウェブサイト管理者の追加、変更、取り消し

ウェブサイト管理者の追加、変更又は取り消しが必要な場合には、会長は「ウェブサイト管理者（追加・変更・取消）願い（様式3）」を市長に提出するものとします。

1 1 実務責任者の追加、変更、取り消し

実務責任者の追加、変更又は取り消しが必要な場合には、会長は「実務責任者（追加・変更・取消）願い（様式4）」を市長に提出するものとします。

1 2 データ等の抹消

システム管理者は、本要綱及び「岡山市電子町内会システム利用規約」に反する行為があったと認めたときは、利用会員に事前に通告することなく当該データ等を抹消することができるものとします。

1 3 システムの一時中断、停止

システム管理者は、以下のいずれかの事由に該当する場合、町内会及び利用会員に事前に通知することなく電子町内会システムの一部もしくは全部を一時中断、又は停止することがあります。

ア 電子町内会システムの運営上又は管理上の必要から装置、システムの保守点検、更新を定期的又は緊急に行う場合

イ 停電、回線の不通、火災、地震、落雷、洪水その他の天災、疫病、暴動、戦争などの不可抗力により、電子町内会システムの運営が困難となった場合

ウ その他、システム管理者が運営上又は技術上の必要から電子町内会システムの中断もしくは停止が必要と判断した場合、並びに不測の事態により電子町内会システムの運営が困難と判断した場合

1 4 管理運営事業等の中止

市長は、やむを得ず電子町内会システムの提供を含む管理運営事業を中止するときは、電子町内会にその旨を通知することとします。

1 5 要綱の変更

市長は、必要と認めるときは、電子町内会及び利用会員にあらかじめ周知した上で、この要綱に規定する条項を変更、削除し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

1 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

1 7 免責事項

（1）市は電子町内会システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって、町内会又は利用会員に生じた損害に対して一切の責任を負わないこととします。

（2）不測の事態によってデータが消失した場合、もしくは市長の判断によってデータが削除された場合、消失又は削除されたことにより生じた損害については、市に対しその責任を問わないこととします。

附則

この要綱は平成17年12月1日から適用します。

附則

この要綱は平成18年4月1日から適用します。

附則

この要綱は平成19年7月1日から適用します。

附則

この要綱は平成23年4月1日から適用します。

附則

この要綱は平成29年4月1日から適用します。

附則

この要綱は令和3年10月1日から適用します。